

## 学校感染症一覧

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	※	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで	
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 症状軽快…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発言した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核		
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	ウイルス性肝炎	A・E型→肝機能正常化後、登校可能 B・C型→出席停止不要
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止 治療器は全身状態が改良すれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、治療期は全身状態が改善すれば登校可能
		感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善すれば登校可能

※第1種学校感染症…エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）